

ポケモン



テレビでスマホゲームのポケモンGOが話題になっていますね。私はいままでポケモンをやったことはありませんでしたが、このブームに乗り遅れてはいけないと思い、配信開始日にさっそくダウンロードしてみました。

このゲームは、ポケモンを捕まえたりアイテムを収集するために実際に動き回らなければならないので、ダイエットによさそうです。なので、このゲームをきっかけに改めてダイエットに取り組もうと思っています。

当面の目標は、きつくなったスーツを無理なく着られるようにすることです。くじけそうになった場合には、まだみぬピカチュウと出会うことを目標に頑張っていく所存です。

裁判所とポケモン

ゲーム内にはポケストップというランドマークがあり、そこでアイテムを収集できます。

これはゲーム会社側が任意に決めて配置していますが、敷地内にポケストップがあることでいろいろ都合が悪い場合には、削除申請をすることもできます。

裁判所は、「裁判や傍聴を目的に来庁する場所である」との理由でいち早く削除申請をしたようですが、本音は裁判官がゲームに熱中して事件が滞留してしまうのを防止するためだと思います。

ポケモンと法律問題

歩きスマホが改めてクローズアップされていますが、ポケモンで起こりうる法的な問題点について考えてみました。

歩きスマホをしていると周囲に対する注意力が散漫になり、交通事故に合う可能性が高まります。事故に合ってしまった場合には、治療費や休業損害などについて保険会社との間で示談をしなければなりません。歩きスマホをしていたということであれば、おそらく過失割合で不利に扱われてしまうでしょう。

また、ポケモンやポケストップを求めて他人の敷地内に勝手に入ってしまった場合には、住居侵入罪や建造物侵入罪が成立してしまう可能性もあります。管理権者の意思に反する立入りかどうかポイントとなりますので、公園などの公共の施設は問題ないでしょうが、他人の敷地であったり、公共の施設であっても時間外の立入りをしてしまった場合には、最悪の場合、前科がついてしまう可能性もありますので気をつけましょう。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手2-10-15 ナガタニビル5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設